◎お問い合わせ◎

社会福祉法人　茨城県社会福祉協議会
福祉人材・研修部（人材自立育成担当）

〒 310-8586
茨城県水戸市千波町 1918 番地　茨城県総合福祉会館 3 階
TEL：029-350-8366 ／ FAX：029-244-4652
(平日午前 9 時から 12 時、午後 1 時から 5 時まで)
※土日・祝及び年末年始は休みです。

ホームページ　http://www.ibaraki-welfare.or.jp/

又は

茨城県社協　児童自立支援資金　検索

◎地図アクセス◎

■ **バス** ……JR 水戸駅北口 6 番乗り場から、関東鉄道バス【石岡・鉾田・小川・平須・県自動車学校・奥ノ谷坂上・県庁バスターミナル・水戸医療センター・植物公園・市立競技場】行きの「総合福祉会館前」下車（乗車時間　約 20 分）。

■ **車** ……常磐自動車道水戸 IC から国道 50 号バイパスを大洗方面へ約 10㎞。または、北関東自動車道水戸南 IC から国道 50 号バイパスを笠間方面へ約 7㎞。

2019年度

児童養護施設退所者等自立支援資金貸付制度申し込みのしおり
＜募集要項＞

社会福祉法人 茨城県社会福祉協議会

●目　次●

児童養護施設退所者等自立支援資金貸付制度の概要　…Ｐ　１

借入の相談から貸付金の交付までの流れ　……Ｐ　６

Ｑ＆Ａ　……Ｐ　７

募集要項　……Ｐ　９

申請様式等　……Ｐ１５

児童養護施設退所者等自立支援資金
貸付制度の概要

❶目的

この制度は、児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設又は自立援助ホーム（以下「児童養護施設等」という。）に入所中又はこれらを退所した者並びに里親又はファミリーホーム（以下「里親等」という。）に委託中若しくは委託を解除された者のうち、保護者等からの経済的な支援が見込まれない者が、大学等へ進学する場合の生活支援費及び家賃支援費、就職する者の家賃支援費、及び就職に必要な資格等を取得するための資格取得支援費を貸し付けることにより、生活基盤を安定させ、円滑な自立を促進することを目的とします。

❷貸付対象

(1)　進学者

茨城県内の児童養護施設等を退所又は里親等への委託を解除された者のうち、保護者等からの経済的支援が見込まれない者で、学校教育法第 83 条に規定する大学、同法第 115 条に規定する**高等専門学校**及び同法 124 条に規定する**専修学校等（以下「大学等」といいます。）に在学する者**です。

なお、措置延長等により、大学等の在学中に児童養護施設等を退所又は里親等への委託が解除された者も含まれます。

(2)　就職者

進学者のほか、児童養護施設等を**退所又は里親等への委託を解除後２年以内**にある者のうち、保護者等からの経済的支援が見込まれない者で**就職している者**です。

なお、措置延長等により、就職している間に児童養護施設等を退所又は里親等への委託解除となった者も含まれます。

(3)　資格取得希望者

児童養護施設等に入所中又は里親等へ委託中の者であって、就職に必要な資格の取得を希望する者（以下「資格取得希望者」といいます。）です。

なお、児童養護施設等を退所又は里親等への委託解除後４年以内にある**進学者で大学等に在学する者**も含まれます。

❸貸付期間・貸付額（無利子）

(1)　進学者

① 貸付期間

・大学等に在学する期間（正規の履修期間）

② 貸付額

・生活支援費…月額５万円以内

・家賃支援費…貸付額は１ヶ月当たりの家賃相当額（管理費及び共益費含む）

※居住地域における生活保護制度上の住宅扶助額が上限

(2)　就職者

① 貸付期間

・退所又は委託解除後２年までの就労している期間

② 貸付額

・家賃支援費…貸付額は１ヶ月当たりの家賃相当額（管理費及び共益費含む）

※居住地域における生活保護制度上の住宅扶助額が上限

【住宅扶助（家賃・間代等）の限度額】（平成 30 年度茨城県内）

等級地	市町村名	住宅扶助の額
２級地	水戸市、日立市、土浦市、古河市、取手市	35,400 円
３級地	上記２級地以外の市町村	34,000 円

※制度改正等により金額は変動することがあります。

(3)　資格取得希望者

① 貸付期間

・一人一回限り

② 貸付額

・資格取得支援費…資格取得に要する費用の実費（上限２５万円）

❹連帯保証人、法定代理人

貸付申請の際、連帯保証人を１名たてていただきます。どうしても、連帯保証人が見つからない場合は、連帯保証人がいなくても児童養護施設等の施設長（里親委託児童の場合は児童相談所長）の意見書等の提出により、申請は可能です。

❺貸付金の申請

(1) 利用計画を立てる（相談）

この貸付金を利用しようと考えている人は、入所している（又は退所した）児童養護施設等又は里親と自立に向けた生活についてよく相談し、貸付金の利用計画等を立て、申請するかどうか決めて下さい。

児童養護施設等又は里親の皆様は、円滑に自立が図れるよう貸付金の利用方法ほか、退所（又は委託解除）後の支援体制等についてご検討下さい。

また、ご不明な点などについては、茨城県社会福祉協議会（以下「県社協」といいます。）にも早めにご相談下さい。

(2) 申請手続き

① 貸付希望者（以下「申請者」という。）は自立支援資金貸付申請書（第１号様式）ほか必要な書類を全て揃え児童養護施設等長へ提出して下さい。

② 児童養護施設等長は、推薦書（第２号様式）を作成し、申請者が提出した書類等とあわせて、県社協あて定められた期間に提出して下さい。

❻貸付決定・貸付契約

⑴ 県社協において、申請内容を審査し、貸付の可否を決定し、申請者に通知します。

⑵ 貸付決定後、申請者と県社協において貸付契約を締結します。契約後の手続き等について説明会を行いますので、必ず申請者本人が県社協に来て、手続きを行って下さい。

⑶ 貸付契約の締結方法

契約貸付決定通知とともに自立支援資金借用証書（第５号様式）、振込口座申込書（別様式）等を送付しますので、必要事項を記入し県社協へ提出してください。

貸付契約に必要なもの

①申請者本人の実印及び印鑑登録証明書
②貸付金を送金するための金融機関口座（ゆうちょ銀行を除く）
③連帯保証人（法定代理人）の署名・押印
（③については申請時に連帯保証人が署名・押印した者のみ）

⑦　貸付金の交付

(1) 生活支援費及び家賃支援費

① 交付の時期

・原則として年に４回（毎回月額３ヶ月分ごと）指定の口座に振り込みます。（４月下旬：４～６月分、７月下旬：７～９月分、10 月下旬：10 ～ 12 月分、１月下旬：１～３月分）
※ただし、初回分については、貸付契約締結後となります。

② 交付に必要な手続き

・貸付金の交付前に、毎回、貸付要件を満たしているかどうか、児童養護施設等を通じて確認します。
・年に一回、申請者本人が行う手続きもあります。手続きが完了してから貸付金を交付します。

(2) 資格取得支援費

①　交付の時期

貸付契約締結後、一括して指定の口座に振込みます。

⑧貸付契約の解除

貸付の決定または貸付金の交付を受けている者が下記のいずれかに該当するときは、貸付けの契約を解除します。

⑴ 貸付を受けることを辞退したとき
⑵ 死亡したとき
⑶ 退学又は退職したとき

⑨貸付金の返還

⑴ 次のア～エのいずれかに該当する場合、それぞれの事由が発生した日の属する月の翌月から、県社協で別に定める期間（返還猶予されたときはこの期間と当該猶予期間を合算した期間）内に貸付金を返還することとなります。

ア　貸付契約が解除されたとき
イ　進学者が大学等を卒業した日から１年以内に就職しなかったとき
ウ　資格取得希望者が、資格を取得する見込みがなくなったとき
エ　業務外の事由により死亡し、または心身の故障により就業を継続することができなくなったとき

⑵ 返還の方法は、月賦、半年賦の均等払い又は一括払いのいずれかの方法により金融機関から納付していただきます。

⑶ 正当な理由がなく、期日までに貸付金の返還をしなかったときは、年 5.0％の延滞利子が生じます。

⑩貸付金の返還免除

(1) 進学者

① 次のア、イに該当するときは貸付金の全額を返還免除することができます。

ア　大学等を卒業後１年以内に就職し、かつ、５年間引き続き就業を継続したとき

イ　アに定める就業期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のために就業を継続することができなくなったとき

② 次の場合は、貸付金の一部を返還免除することができます。

・大学等を卒業後１年以内に就職し、２年以上就労を継続したとき

(2) 就職者

① 次のア、イに該当するときは貸付金の全額を返還免除することができます。

ア　就職した日から５年間引き続き就業を継続したとき

イ　アに定める就業期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のために就業を継続することができなくなったとき

② 次の場合は、貸付金の一部を返還免除することができます。

・２年以上就労を継続したとき

(3) 資格取得希望者

① 次のア～ウに該当するときは貸付金の全額を返還免除することができます。

ア　就職した日から２年間引き続き就業を継続したとき

イ　アに定める就業期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のために就業を継続することができなくなったとき

ウ　大学等へ進学した後に資格取得支援費の貸付けを受けた場合には、大学等を卒業した日から１年以内に就職しかつ２年間引き続き就業を継続したとき

② 次の場合は貸付金の返還の一部免除することができます。

・貸付けを受けた資格取得希望者が、１年以上就業を継続したとき

⑪借入の相談から貸付金の交付までの流れ

相　談
施設等の担当職員に連絡し、借入金の必要性など、資金貸付を希望する状況を相談して下さい。

↓

申請書の提出
貸付け希望者は、申請に必要な書類等を作成して下さい。
※募集期限がありますので注意して下さい。

↓

審　査
県社協において提出された書類により、貸付の可否について審査します。
※審査は1ヵ月程度の期間がかかります。(書類の不備等がない場合)

↓

貸付決定
貸付の可否については、貸付申請者、連帯保証人、施設等に郵送で通知します。
※審査の結果により貸付できない場合があります。

↓

貸付契約
貸付決定者は貸付契約の締結が必要です。
契約に必要な借用書、振込口座を記入する書類等が郵送されます。
借用書に署名捺印のうえ印紙を貼付し、振込口座の届出を添えて県社協へ提出し、貸付契約が締結します。

↓

貸付金の交付
契約締結後、貸付金を指定口座に送金します。
なお、生活支援費、家賃支援費については、３カ月毎の送金となります。

↓

継続手続き
契約期間中、在学証明書、雇用証明書などを提出して頂きます。

※　氏名・住所変更など状況の変更に応じて手続きを行っていただきます。
※　退学については契約解除になります。

Q&A

Q 1．申込みはどのようにするのですか。

A　児童養護施設、自立援助ホーム、里親さん等を通して申請して下さい。定められた期間内に申込んで下さい。

Q 2．親権者からの同意及び連帯保証人は必要か。

A　親権者等法定代理人の同意が得られる場合は、書面によりその同意を得ることとします。また、法定代理人等の代理人が得られない事情があった場合でも、貸付を行うことで申請者の自立が見込まれる場合には、児童養護施設等の施設長（里親委託児童の場合は児童相談所長）の意見書等により、法定代理人の同意の代わりとします。

　どうしても見つからない場合は、連帯保証人がいなくても申請可能です。

Q 3．来年3月末に措置解除(退所･解除)されるが申請はできるか。

A　出来ません。来年（2020 年）の申請の際に申し頂きます。
ただし、資格取得希望の場合は、就職予定の人に限り申請できます。

Q 4．貸付はどの位の期間受けられるか。

A　進学者は在学中です。就職者は措置（委託）解除後、２年までの期間となります。資格取得者は１人１回限りです。

Q 5．日本学生支援機構の奨学金や茨城県の奨学金制度を利用しているが申請できますか。

A　申請できます。ただし、自動車運転免許取得のため資格取得支援費の貸付を申請する際、県の補助金（自動車運転免許取得助成金）の交付を受けている方については、その補助金を差し引いた貸付金をお貸しします。上限は２５万円です。

Q 6．申請すれば必ず貸付してもらえますか。

A　貸付を決定するには審査がありますので、貸付できない場合もあります。

Q&A

Q 7．家賃支援費の貸付を受けている期間中に引越した場合は、家賃の貸付はどうなるのか。

A　引越しても継続して家賃を支払っている場合に限り、貸付可能です。その際は、引越先の住民票謄本、本人名義賃貸契約書の写し等の提出が必要となります。
　また、家賃支援費は、居住地域における生活保護制度上の住宅扶助額が上限となります。

Q 8．資格取得支援費は、どのような資格が貸付の対象になるのか。

A　就職に必要な資格が対象です。原則として厚生労働大臣指定教育訓練講座として指定された資格及び検定が対象となります。
（資格例）自動車運転免許証、簿記検定、実用外国語技能検定　ほか

Q 9．大学卒業後、大学院に入学した場合の期間は貸付の対象となるのか。

A　大学院に入学した場合は、貸付の対象になりません。

Q 10．就職したが、離職して大学等に進学した場合、貸付対象となるのか。

A　対象になりません。

Q 11．各種奨学金（日本学生支援機構等）との併用は可能か。

A　民間団体の実施する各種奨学金と合わせて貸付を受けても差し支えありません。

Q 12．返還の債務の当然免除となる要件として、「５年間」の起算点は？

A　就職した日を起算点とします。

Q 13．返還免除となる要件は「５年間継続して就業を継続したとき」とあるが、雇用形態は正規雇用に限定されるのか。

A　正規雇用に限定していません。就業の考え方については、以下のとおりです。
① 勤務先の１カ所の１週間の所定労働時間が 20 時間以上とします。
② １日当たりの労働時間については、特段の定めはありません。

Q 14．貸付金については利子は付くのか。

A　無利子です。返還金はただし、定められた返還期間内に返還がなかった場合は、返還すべき貸付金額に対して年利５パーセントの延滞利子が加算されます。

2019 年度
児童養護施設退所者等
自立支援資金貸付申請者
募集要項

2019年度
児童養護施設退所者等自立支援資金貸付申請者募集要項

❶申請受付期間

⑴ **第１期**
2019年４月８日（月）～2019年５月13日（月）【必着】

⑵ **第２期**
2019年９月２日（月）～2019年９月27日（金）【必着】
※第２期の募集対象は、資格取得支援費の貸付希望者のみ

⑶ **第３期**
2019年12月２日（月）～2020年２月７日（金）【必着】

※上記の申請期間のほか追加募集することがあります。

❷ 2019年度貸付対象者

⑴ **進学者**
茨城県内の児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設又は自立援助ホーム（以下「児童養護施設等」という。）を退所又は里親若しくはファミリーホーム（以下「里親等」という。）の委託を解除後、2019年４月から2020年３月までの間、大学、短期大学、専修学校等（以下「大学等」という。）に進学し、在学する人（以下「進学者」といいます。）

⑵ **就職者**
① 茨城県内の児童養護施設等を退所した人又は里親等委託を解除された人のうち、2019年４月から2020年３月までの間、就職して２年未満の人（以下「就職者」といいます。）。
② 入所中又は委託中から就職していた人は、退所又は委託解除後２年未満の人

⑶ **資格取得希望者**
① 2019年４月から2020年３月までの間、茨城県内の児童養護施設等入所中又は里親等委託中の者で就職に必要な資格の取得を希望する人。
② 児童養護施設等退所して４年以内の進学者。

❸貸付金の種類・貸付額等

⑴ **進学者**
① 生活支援費　…　月額５万円以内
② 家賃支援費　…　１ヶ月当たりの家賃相当額（管理費・共益費含む）
※上限額：居住地域の住宅扶助費相当

茨城県の場合
・水戸市、取手市、土浦市、日立市、古河市の場合 35,400円
・その他市町村の場合 34,000円

③ 貸付期間　…　大学等に在学する期間（正規の履修期間）

⑵ **就職者**

① 家賃支援費 … １ヶ月当たりの家賃相当額（管理費・共益費含む）
※上限額：居住地域の住宅扶助費相当

② 貸 付 期 間 … 退所又は委託解除後２年を限度として就労している期間

⑶ **資格取得希望者**

① 資格取得支援費 … 資格取得に要する費用の実費（上限 25 万円）
※児童入所施設措置費（特別育成費）の資格取得等特別加算が支弁される場合は、その額を控除した額を実費と見直します。

② 貸 付 期 間 … 一人一回限り

❹申請手続きと提出書類等

次頁の【別表】申請に必要な書類等一覧で提出書類を確認し、申請者本人が「自立支援資金貸付申請書」を作成し、申請に必要な書類（住民票謄本、その他必要な証明書等）を揃え、児童養護施設等の長又は里親等が推薦書等を作成し、茨城県社会福祉協議会へ提出してください。

❺貸付の決定・交付

⑴ 提出された申請書類等は、審査のうえ、自立支援資金貸付けの適否を決定し、通知するとともに、貸付契約に必要な自立支援資金借用証書、振込口座申込書等を送付しますので、定められた期間に県社協へ提出し、貸付契約を締結してください。

⑵ 自立支援資金は、貸付契約を締結後に指定された口座（ゆうちょ銀行を除く）に、原則として年４回（４月、７月、１０月、１月）口座振込により、自立支援資金を交付します。

❻貸付契約（児童養護施設退所者等自立支援資金貸付制度説明会への参加）

・貸付決定後、申請者と茨城県社会福祉協議会との間で契約を締結します。
・必ず申請者本人と児童養護施設等の担当者が茨城県社会福祉協議会が開催する「2019年度児童養護施設退所者等自立支援資金貸付制度説明会」に出席し、貸付契約の締結、手続きをして下さい。
・また、貸付契約の締結には、申請者ご本人の実印、印鑑登録証明書及び貸付金の振込口座（ゆうちょ銀行を除く）が必要です。

【別表】貸付申請に必要な書類等一覧

	提出書類	様式等	留意事項・添付書類等
申請者全員	①申請チェックリスト	—	・申請に必要な書類が揃っているか確認し、必ず提出して下さい。
	②自立支援資金貸付申請書	第１号様式	・申請者本人が自筆で記入すること。 ・連帯保証人の署名､実印押印（所得証明書、印鑑登録証明書添付）※どうしても見つからない場合は、連帯保証人なしでも申請可能。
	③推薦書		・児童養護施設等の長又は里親等が作成。 ※連帯保証人が立てられない場合は、備考欄にその旨記載。
	④申請者の住民票謄本	—	・申請者の住民票謄本（３ヶ月以内に発行された世帯主・続柄記載のあるもの） ※マイナンバー及び本籍地の記載は不要
	⑤課税（非課税）証明書等	—	・申請者及び住民票謄本に記載された 18 才以上の世帯員の、直近の県民税市町村民税課税額が確認できる市町村が発行する証明書（３ヶ月以内に発行された所得の種類･額、市町村県民税状況が記載されたもの）
	⑥措置解除または委託解除通知の写し / 資格取得希望者の場合は措置（委託）通知の写し	—	・児童相談所長が発行した通知の写しを添付
	⑦他の奨学金・修学資金等の貸付金がある者	—	・奨学金・貸付金の内容等を確認できる書類を添付して下さい。
	※連帯保証人がたてられない場合は、次ア・イ・ウのいずれかを添付		
	ア「保護者等からの経済的な支援が見込まれない者であることの意見書」	別記様式	・児童相談所長の意見が記載され、児童相談所長印が押印されているもの
	イ大学進学等自立生活支度費特別基準申請書の写し	—	
	ウ就職支度費特別基準申請書の写し	—	
進学者	⑧在学証明書及び学生証の写し	—	・在学する大学等が発行する在学証明書（原本）と学生証のコピー
	⑨家賃額が確認できる書類	—	・家賃額が確認できる書類(契約書等の写し)

就職者	⑩雇用証明書	第３号様式	・勤務先において作成 ※事業所等の代表者印が押印されているもの
	⑪家賃額が確認できる書類	―	・家賃額が確認できる書類（契約書等の写）
資格取得希望者	⑫資格取得に要する経費が確認できる書類	―	・資格取得に要する経費が記載された見積書、領収書等・既に取得した資格の場合は証書等の写し
	⑬特別育成費の資格取得特別加算がされている書類の写し等	―	・該当者は加算額がわかる書類を添付

❼問合せ及び書類の提出先

茨城県社会福祉協議会　福祉人材・研修部（人材自立育成担当）

所 在 地　〒 310 － 8586
茨城県水戸市千波町 1918 番地　茨城県総合福祉会館３階

電話番号　029-350-8366
※平日午前９時から 12 時、午後１時から５時まで

様式集

- 申請書類記入上の注意
- 申請書　記入例 1
- 申請書　記入例 2
- チェックリスト
- 自立支援資金貸付申請書（第 1 号様式）
- 推薦書 (第 2 号様式)
- 雇用証明書（第 3 号様式）
- 保護者等からの経済的な支援が見込まれない者であることの証明書

※申込書類記入上の注意

①申請書は黒のボールペン･万年筆等で**申請者が自筆（パソコン･代筆不可）で記入し**、文字を訂正する際は、**訂正箇所に二重線を引き、訂正印を押し**、空白の部分に書き直して下さい。（**修正テープ（液）等の使用不可**）
②申込書類に事実と異なる記入や記入漏れがあった場合は、受理できません。
③貸付申請書の「**連帯保証人記入欄**」**は、必ず連帯保証人による署名及び連帯保証人の実印による捺印でお願いします。**貸付決定後に提出していただく「借用証書」の、連帯保証人記入欄の筆跡と照合させていただきます。連帯保証人以外の方の署名では、貸付の可否を決定することができませんので、ご注意下さい。また、文字を訂正する際は、**訂正箇所に二重線を引き、連帯保証人の実印を訂正印として押印し**、空欄に正しい内容を記載して下さい。（**修正テープ（液）等の使用不可**）
④氏名の漢字は住民票に記載された文字を使って下さい（略字は不可）。
⑤鉛筆やこすると消えるボールペン（フリクションペン）を使用した場合、作成し直していただきます。

※申請書に貼付する写真についての注意事項

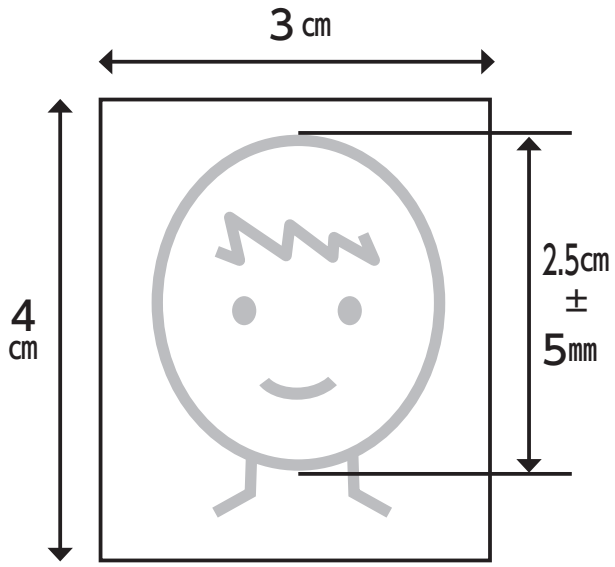

＜申請書に貼付する証明写真＞

1　縁なしで、**サイズはタテ４センチメートル、ヨコ３センチメートル**、頭頂部からあごの先までの顔のサイズが 2.5 センチメートル（±５ミリメートル）
2　**申請者本人のみが撮影されたもの**
3　提出の日付前**６月以内**に撮影されたもの
4　**正面向きで、無帽、無背景、影無し**のもの

※次のアからエに該当する不適当な写真は受理できません。

ア　毛髪が顔を覆っていたり、マスク・サングラス等で**顔の一部が隠れているもの**
イ　**目元がはっきりしないもの**（光が写り込んでいる、眼鏡のフレームがひっかかっている、濃い色の眼鏡・カラーコンタクトを装用等）
ウ　**不鮮明なもの、傷がついているもの、画像の加工処理をしているもの**
エ　**平常時の相貌と著しく異なるもの**

第１号様式

就職者用記載例

自立支援資金貸付申請書

本人自筆、ボールペンでていねいに記入して下さい。

退所日の翌日以降の各期の申請受付期間内の日付を記入

（申請日）西暦２０１９ 年４月１０日

社会福祉法人　茨城県社会福祉協議会長　様

私は、社会福祉法人茨城県社会福祉協議会児童養護施設退所者等自立支援資金貸付規程に基づき、自立支援資金の貸付けを受けたいので、関係書類を添えて申請します。

【申請者記入欄】

※貸付番号及び貸付開始年月（社協記入欄）	
無記入	年　月

入所施設又は委託先	（名　称）●●●学園 （所在地）水戸市千波町○○○○	３カ月以内の写真 （写　真） 縦４cm×横３cm
（フリガナ） 申請者氏名	フクシ　タロウ 福祉　太郎　㊞　男・女	
生年月日	西暦　2001年　2月　1日　年齢　18歳	
申請者住所	〒310－8586 水戸市千波町○○ 電話番号　029（□□□）×××× アパート名等も記入して下さい。	
退所日（解除日）	西暦　2019年　3月　25日	
退所又は委託解除後の状況	☑ 就職〔勤務先：●●興産　☆☆石油 □ 進学〔学校名：　〕	
勤務先又は大学等の住所	〒310－○△○△ 水戸市○○町△○△番地○ 電話番号　029（○○○）○○○○	
就職後又は進学後の住所	☑ 同上　※申請時の住所と同一の場合は「同上」に☑ 〒　－ 電話番号　（ 同一の場合は忘れずに✔して下さい。 未定の場合は「未定」と記入	
資格取得者　養成機関	（名　称） （所在地） 退所した日の属する月の翌月分からを記入して下さい。	
資格取得者　取得期間	年　月　月　日まで（	
就職・進学期間	西暦2019年　から西暦　年　月	
借用期間	西暦2019年　4月　から西暦2021　3月	
申請金額	①生活支援費　月額　円×　箇月分＝ （　円） （月額50,000円以内） ②家賃支援費　月額34，000円×24箇月分＝（816，000　円） 資格取得支援費　（実費250,000円以内）　（　円） 取得を希望する資格名（　） ※家賃額は募集要項の家賃支援費欄参照 総　額（①＋②＋③）　816，000　円	

記入例

返還時期	西暦　2021年　4月　から　西暦　2027年　3月
返還方法	月賦　・　半年賦　・　一括
他の給付・貸付、修学資金等申請借用状況	□ 申請中　※　申請中又は借用中の場合、修学資金の名称 □ 借用中 ☑ なし　……

貸付を受けた期間の２倍以内の期間を記入

返還方法を選択して囲む

申請者の履歴等	西暦　年	月	学歴・職歴・免許など種類別にまとめて書くこと。
			学歴
	2019	3	○□高等学校卒業
			職歴
	2019	4	有限会社　△△○○　入社

書ききれない場合は別紙（便せんなど）に記入

卒業予定者は、「卒業見込み」と記入

車の免許など取得された場合は取得した免許の種類を記入して下さい。

直近の課税証明書の課税額を記載して下さい。

申請者の家族の状況	続柄	氏名	年齢	同居・別居	住所	勤務先・学校等	平成25年度市町村民税課税額
	本人	福祉　太郎	18	同居	水戸市千波町○○	●●興産　☆☆石油	0円
	母	福祉　母子	51	別居	水戸市笠原町○○	（株）○○　○○店	1,200,000円
	妹	福祉　妹美	17	別居	水戸市笠原町○○	●●高等学校	0円
							円

実親がいる限り、分かる範囲でよいので記入

分からない場合は、「不明」と記入

【連帯保証人】

上記の申請に対し、自立支援資金の貸付が決定された場合は、保証人として連帯して自立支援資金の債務を負担します。

また、私は記入した個人情報については、本制度に必要な範囲で利用

連帯保証人の印鑑登録証明書と同じ実印を押して下さい。

連帯保証人				
フリガナ	フクシ　ハハコ	実印		
氏名	福祉　母子		男・女	母
生年月日	西暦　1967年　3月　1日　年齢　51歳			
住所	〒310－0852　水戸市笠原町○○ 電話番号　029（□□□）△△△△			
勤務先等　名称	（株）○○　○○店			
勤務先等　所在地	〒310－××××　水戸市■■町○○ 電話番号　029（×××）○○○○			
年収（税込額）	1,200,000円	雇用形態	□正規　☑パート　□その他	

連帯保証人本人が自筆で記入

２０歳未満の場合、連帯保証人は法定代理人（両親など）となりますが、たてられない場合は空欄でもかまいません。

第１号様式　　進学者用記載例　１８歳で退所

自立支援資金貸付申請書

本人自筆、ボールペンでていねいに記入して下さい。

退所日の翌日以降の各期の申請受付期間内の日付を記入

（申請日）西暦**２０１９**年**４**月**１０**日

社会福祉法人　茨城県社会福祉協議会長　様

私は、社会福祉法人茨城県社会福祉協議会児童養護施設退所者等自立支援資金貸付規程に基づき、自立支援資金の貸付けを受けたいので、関係書類を添えて申請します。

※貸付番号及び貸付開始年月（社協記入欄）	
無記入	年　月

【申請者記入欄】

入所施設又は委託先	（名　称）**●●●学園** （所在地）**水戸市千波町○○○○**	**３カ月以内の写真** （写　真） 縦４cm×横３cm
（ﾌﾘｶﾞﾅ） 申請者氏名	**ｼｬｶｲ　ﾊﾅｺ** **社会　花子**　㊞（認印、はっきり押印）　性別　男・女（女に囲み）	
生年月日	西暦**2000**年　**３**月**２３**日　年齢　**１８**歳（申請日現在の年齢）	
申請者住所	〒**310－8586** **水戸市千波町○○** 電話番号　**０２９（３５０）８３６６** （アパート名等も記入して下さい。）	
退所日（解除日）	西暦　**２０１９**年　**３**月　**２３**日	
退所又は委託解除後の状況	□ 就　職〔勤務先： ☑ 進　学〔学校名：**○×大学　未来学部　創造学科　○○コース　入学**〕	
勤務先又は大学等の住所	〒**310－○△○△** **水戸市○○町△○△番地○** 電話番号　**０２９（○○○）○○○○**	
就職後又は進学後の住所	☑ 同　上　※申請時の住所と同一の場合は「同上」に☑ 〒　－ 電話番号　（　） （同一の場合は忘れずに✔して下さい。未定の場合は「未定」と記入）	
資格取得者　養成機関	（名　称） （所在地）〒	
資格取得者　取得期間	西暦　年　月　から　年　月まで（予定）	
就職・進学期間	西暦**２０１９**年　**４**月から西暦**２０２３**年　**３**月　まで（**４８**箇月）	
借用期間	西暦**２０１９**年　**４**月　から西暦**２０２３**年　**３**月　まで（**４８**箇月）	
申請金額	①生活支援費　月額**５０，０００**円×**４８**箇月分＝（**２，４００，０００**円） （月額50,000円以内） ②家賃支援費　月額**３４，０００**円×**４８**箇月分＝（**１，６３２，０００**円） ③資格取得支援費（実費250,000円以内）（　円） 取得を希望する資格名（　）	
	総　額（①＋②＋③）　**４，０３２，０００**円	

退所した日の属する月の翌月分から卒業する月までを記入して下さい。

※家賃額は募集要項の家賃支援費欄参照

【連帯保証人記入欄】

貸し付けを受けた期間の２倍以内の期間を記入

借用中の場合は、それを証明できる書類を添付して下さい。【例】奨学生証のコピー

返還時期	西暦**２０２３**年　**４**月　から　西暦　**２０２３**年　**３**月まで
返還方法	月賦（囲み）・半年賦・一括　（返還方法を選択して囲む）
他の給付・貸付、修学資金等申請借用状況	□ 申請中　☑ 借用中　□ なし ※申請中又は借用中の場合、修学資金の名称 **日本学生支援機構**

	西暦	年	月	学歴・職歴・免許など種類別にまとめて書くこと。
申請者の履歴等				学歴
	２０１９		**３**	**○□高等学校卒業**
	２０１９		**４**	**○×大学　未来学部　創造学科　○○コース　入学**
				職歴
				なし。

書ききれない場合は別紙（便せんなど）に記入

直近の課税証明書の課税額を記載して下さい。

	続柄	氏名	年齢	同居・別居	住所	勤務先・学校等	平成　年度県市町村民税課税額
申請者の家族の状況	本人	**社会　花子**	**１８**	同居	**水戸市千波町○○**	**○×大学未来学部創造学科○○コース**	**０**円
	母	**社会　母江**	**５１**	**別居**	**水戸市笠原町○○**	**不明**	**不明**
	弟	**社会　弟男**	**１６**	**別居**	**水戸市笠原町○○**	**□□高等学校**	**０**円
							円

書ききれない場合は別紙（便せんなど）に記入

上記の申請に対し、自立支援資金の貸付が決定された場合は、申請者と連帯して自立支援資金の債務を負担し…

また、私は記入した個…

連帯保証人が立てられない場合は、空欄で構いません。
（申請者が２０歳以上の場合は児童養護施設等の職員の方も連帯保証人になれます。）

連帯保証人	フリガナ		
	氏名		男・女
	生年月日	西暦　年　月　日	
	住所	〒　－	
	勤務先等　名称		
	勤務先等　所在地	〒　－ 電話番号　（　）	
	年収（税込額）	**年収を記入**　円	雇用形態　□正規　□パート　□その他

連帯保証人本人が自筆で記入
印鑑登録証明証の印鑑

２０歳未満の場合、連帯保証人は法定代理人（両親など）になりますが、立てられない場合は空欄でも構いません。

※提出書類と一緒に本チェックリストも提出してください。

２０１９年度児童養護施設退所者等自立支援資金　申請チェックリスト

児童養護施設等（施設）名　　氏名

【記載内容確認チェック】

		内容		チェック	備考
共通（全員）	1	第１号様式【申請者記載欄】	すべて記入した	□	申請者が記入すること
	2		申請者氏名を記入、押印した	□	
	3		申請期間と申請金額は正しい	□	
	4		履歴欄に最終学歴、職歴、資格等を記入した	□	
	5		家族の状況を記入した	□	
	6	第１号様式【連帯保証人記載欄】※1	連帯保証人※は法定代理人である	□	該当者のみ
	7		連帯保証人が記入し、実印で押印した	□	
	8	第２号様式推薦書	児童養護施設等の長、里親等が記載し、押印した	□	
	9		連帯保証人がたてられない場合は、その旨記入した	□	
就職	10	第3号様式雇用証明書	就労先で作成	□	該当者のみ

注）直筆できない理由がある場合は、茨城県社会福祉協議会までご相談ください。

※1）連帯保証人が見つからない場合、連帯保証人に係る欄の記入は不要です。（以下の連帯保証人欄についても同じ。）

【提出書類チェック】　※それぞれの証明書類は３ヶ月以内に発行されたものを添付してください。

	内容	進学者	就職者	資格希望	備考
1	第１号様式（A3版）	□	□	□	
2	第２号様式（推薦書）	□	□	□	
3	第3号様式（雇用証明書）		□		
4	申請者の住民票謄本（3ヶ月以内に発行された世帯主・続柄記載があるもの。個人番号（マイナンバー）及び本籍地の記載なしのもの）	□	□	□	
5	連帯保証人の所得証明書、印鑑登録証明書	□	□	□	※1
6	申請者の直近の県市町村民税課税（非課税）証明書（生活保護受給の場合は、生活保護受給証）	□	□	□	※2
7	在学証明書（進学者のみ）	□			
	家賃額がわかる書類（住宅の賃貸借契約書の写し　等）	□	□		
	他の貸付金等がある場合はそれが確認できる書類	□	□	□	該当者のみ
8	資格取得に要する経費が確認できる書類	□		□	※３
9	措置解除又は委託解除通知の写し	□	□	□	
10	措置又は委託に係る通知の写し			□	
11	大学進学等自立生活支度費特別基準申請書の写し	□			
12	就職支度費特別基準申請書の写し		□		
13	特別育成費の資格取得特別加算がされている書類の写し			□	

※2　非課税証明書でも提出してください。

※3　資格取得希望者は、大学等在学中の方は提出してください。

【その他】

・茨城県社会福祉協議会では、申請書類の記載内容の確認及び審査を行い、貸付の可否について決定します。

・申請書類を確認した結果、必要に応じて追加書類の提出を求めることがあります。

（きりとり）

第１号様式

自立支援資金貸付申請書

（申請日）西暦　　年　　月　　日

社会福祉法人　茨城県社会福祉協議会長　様

私は、社会福祉法人茨城県社会福祉協議会児童養護施設退所者等自立支援資金貸付規程に基づき、自立支援資金の貸付けを受けたいので、関係書類を添えて申請します。

【申請者記入欄】

※貸付番号及び貸付開始年月（社協記入欄）	
	年　月

入所施設又は委託先	（名　称） （所在地）			（写 真） 縦４㎝×横３㎝
（ﾌﾘｶﾞﾅ） 申請者氏名		性別	男 ・ 女	
生年月日	西暦　　年　　月　　日　年齢　　歳			
申請者住所	〒　　－ 電話番号　　（　　）			
退所日（解除日）	西暦　　年　　月　　日			
退所又は委託解除後の状況	□ 就 職〔勤 務 先：　　〕 □ 進 学〔学 校 名：　　〕			
勤務先又は大学等の住所	〒　　－ 電話番号　　（　　）			
就職後又は進学後の住所	□ 同 上　※申請時の住所と同一の場合は「同上」に☑ 〒　　－ 電話番号　　（　　）			
資格取得者 養成機関	（名　称） （所在地）〒　　－			
資格取得者 取得期間	西暦　　年　　月　　日　から　　月　　日まで（予定）			
就職・進学期間	西暦　　年　　月　から　西暦　　年　　月　まで　（　　箇月）			
借用期間	西暦　　年　　月　から　西暦　　年　　月　まで　（　　箇月）			
申請金額	①生活支援費　月額　　円×　箇月分＝（　　円） （月額50,000円以内） ②家賃支援費　月額　　円×　箇月分＝（　　円） ③資格取得支援費　（実費250,000円以内）　（　　円） 取得を希望する資格名（　　）			
	総　額（①＋②＋③）　　円			

返還時期	西暦　　年　　月　から　　年　　月まで
返還方法	月　賦 ・ 半年賦 ・ 一　括
他の給付・貸付、修学資金等申請借用状況	□ 申請中　※ 申請中又は借用中の場合、修学資金の名称 □ 借用中 □ な　し　……

申請者の履歴等	西暦　年	月	学歴・職歴・免許など種類別にまとめて書くこと。
			学歴

申請者の家族の状況	続柄	氏　名	年齢	同居・別居	住　所	勤務先・学校等	年度県市町村民税課税
	本人			同居			円
							円
							円
							円

【連帯保証人記入欄】

上記の申請に対し、自立支援資金の貸付が決定された場合は、保証人として連帯して自立支援資金の債務を負担します。

また、私は記入した個人情報については、本制度に必要な範囲で利用することに同意します。

連帯保証人	フリガナ		実印	男・女	申請者との関係
	氏　名	昭和・平成			
	生年月日	西暦　　年　　月　　日　年齢　　歳			
	住　所	〒　　－ 電話番号　　（　　）			
	勤務先等 名　称				
	勤務先等 所在地	〒　　－ 電話番号　　（　　）			
	年収（税込額）	円	雇用形態	□正規　□パート　□その他	

（きりとり）

第２号様式

推　薦　書

西暦　　年　　月　　日

社会福祉法人　茨城県社会福祉協議会長　様

児童養護施設等の所在地

電話　　（　　）

児童養護施設等の名称

児童養護施設等の長の職及び氏名

㊞

下記の者は、自立支援資金の貸付けを受ける者として適当であると認められるので推薦いたします。

申請者の区分	進学者　・　就職者　・　資格取得希望者
貸付金の種類	生活支援　・　家賃支援　・　資格取得
申請者氏名	
申請者生年月日	西暦　　年　　月　　日生　　年齢　　歳
退所（契約解除）年月日	西暦　　年　　月　　日
入学（就業）予定年月日	西暦　　年　　月　　日
他奨学金・修学資金等申請・借用の有無	無　・　有　　申請書のとおり確認しました。 ※有りの場合 （奨・修学資金名　　）
推薦理由（所見、人物、成績等）	
備考	

※連帯保証人がたてられない場合は、備考欄にその旨記載願います。

（きりとり）

第３号様式

雇 用 証 明 書

西暦　　年　　月　　日

社会福祉法人　茨城県社会福祉協議会長　様

雇用主（事業所等）

代表者氏名・印

所在地

（電話番号）

下記の者を雇用していることを証明します。

１　雇用されている者

（ふりがな）

氏　　名

現　住　所　〒　　－

２　雇 用 期 間　　西暦　　年　　月　　日から西暦　　年　　月　　日

３　勤 務 形 態　　□　正社員　　□　パート・アルバイト　　□　その他

（　　）

４　業 務 内 容

（きりとり）

自立支援

様式

保護者等からの経済的な支援が見込まれない者であることの意見書

西暦　　年　　月　　日

社会福祉法人　茨城県社会福祉協議会長　様

施設（ホーム）名
施設長（ホーム長）名　　印

標記について、次のとおり意見を提出します。

1　施設名（種別）		
2　設置主体		
3　経営主体		
4　所在地		
5　対象者の状況	対象者の氏名	
	契約・措置等年月日	
	契約・措置等解除予定日	
	進学先又は就職先名称	
	進学先又は就職先所在地	
	進学・就職予定日	
	年金受給状況	
	保護者の状況	
6　児童相談所長等の意見	西暦　　年　　月　　日 児童相談所長名　　印	

（きりとり）